

美しい農村再生支援事業 [新規]

【1,000(一)百万円】

対策のポイント

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法などを今に伝えるとともに、農村の総合的な価値を構成しています。
- ・しかしながら、農村地域では、過疎化・高齢化が急速に進行しており、このような価値がますます希少化するとともに、その保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、継続的に活用して農業・農村の活性化を図るため、関係省庁とも連携し、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標

年間60地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～29年度）

<主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区や国際機関が認定した世界農業遺産を対象に以下の支援を行います。

1. 農村の価値の向上・継承（ソフト）

400(一)百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制整備等に向けた取組や、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立ち上げに対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村等

2. 残したい農村資源の保全・復元（ハード）

600(一)百万円

体制整備や活動立ち上げ等のソフト活動に合わせて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援します。

補助率：1／2等
事業実施主体：市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)]

美しい農村再生支援事業(新規)

平成26年度予算額【1,000(一)百万円】

現状とニーズ

- 過疎化・高齢化により、集落の活力低下。
- 潜在力はあるが十分に活用されていない農業資源が存在し、年々老朽化が進行。
- 農村の歴史的景観や伝統等に対する都市住民のニーズの高まり。
- 農業資源の魅力の再構築と地域活性化の機運の高まり。

支援内容

美しい農村を再生する取組の必要性

- 地域住民や、都市のボランティア等が参加した体制づくり、計画づくり
(ソフト)



新たな取組の計画づくり

- 体制整備や活動立ち上げに付随的に必要となる農業資源の整備
(ハード)



住民参加による農業資源の整備

- 地域活性化の取組の立ち上げ
(ソフト)
※ 特徴的な農村資源を活用した地域の魅力向上等



(棚田米)

地域産品のブランド化

1. 農村の価値の向上・継承 (ソフト: 400百万円、補助率 定額)
 2. 残したい農村資源の保全・復元 (ハード: 600百万円、補助率 1/2等)
※ ソフト事業のみの実施が可能
- 対象: ・ 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区
・ 国際機関が認定した世界農業遺産
- 事業実施主体: 市町村等

アウトプット(期待する効果)



都市住民が参加する
田植え・収穫祭



花祭りの開催



観光客訪問



外国人訪問



地域産品の
販売促進

農村の歴史的景観や伝統等を活用した農業・農村の活性化

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

【934（1,010）百万円】
（25年度補正予算 100百万円）

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、地域排水等に寄与していますが、電気料金の値上げや施設の老朽化等による維持管理費の増大により、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能となります。
- ・このため、土地改良長期計画では、「農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する」とされています。
- ・また、農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、省エネ機器等の活用による更新整備技術の確立が必要です。

政策目標

小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する。

<主要内容>

1. 小水力等発電の調査設計等への支援 573（875）百万円
小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行います。

（ 補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 ）

2. 土地改良区等技術力向上支援〔新規〕 200（－）百万円
小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組への支援を行います。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

3. 省エネ型集落排水施設実証への支援 161（135）百万円
農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、省エネ機器等の活用による更新整備技術の実証の取組への支援を行います。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03－6744－2209）]

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

【平成26年度予算額:934(1,010)百万円】
【平成25年度補正予算額:100百万円】

ポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

背景／課題

1. 農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
2. 農業集落排水施設の老朽化や電気料金等維持管理費の増嵩が課題となっています。

◆小水力等発電導入と省エネ化推進のためのソフト支援

小水力等発電施設の調査設計等への支援【573(875)百万円】 ■補助率：定額（基本設計は1／2以内） ■事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

①県別マスタープラン策定への支援

- ・ポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画（マスタープラン）の策定を支援します。

②小水力等発電の調査設計等への支援

- ・発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援します。



頭首工



農業用水路

土地改良区等技術力向上支援【新規】【200(一)百万円】 ■補助率：定額 ■事業実施主体：協議会等

①土地改良区等の技術力向上のための研修

- ・発電施設導入・運営の主体となる土地改良区等の技術力向上のための調査設計、施設整備、運営管理等に関する研修会の取組を支援します。

②専門技術者派遣による現地指導

- ・専門家派遣による発電施設の整備・運営管理等の現地指導の取組を支援します。



研修会の開催



現地指導の実施

省エネ型集落排水施設実証への支援【161(135)百万円】 ■補助率：定額 ■事業実施主体：民間団体

- ・今後増加する農業集落排水施設の更新整備のための省エネルギー機器等を活用した施設の更新整備技術の確立に向けた実証の取組を支援します。



汚水処理施設



高効率汚水攪拌装置



汚泥濃縮装置

目標

農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向け、平成28年度までに全国約1,000地点で導入可能性の検討を実施。



農業水利施設を活用した小水力発電

全国の農業集落排水施設に省エネ技術の普及を図る。

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【100（100）百万円】
(25年度補正予算 600百万円)

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備に対する助成、その他関連して行う基盤整備等に対する助成を行うことにより、災害に強い農村づくりを推進します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村又は農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 (03-3502-6430)]

○ 「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響を及ぼしています。
- このため、**火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域**に対して農作物等への**被害を防除・最小化するために必要な施設整備等**を実施し、**災害への対応体制を強化**します。

事業内容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗淨用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗淨用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗淨用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の1／2以内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山特別措置法に基づき、**都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、農業者が組織する団体等**

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 1, 940 (1, 897) 百万円】
(25年度補正予算との合計 2, 140 百万円)

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消
(平成26年度において6千haの解消)

<主な内容>

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業(定額)の助成単価を2割加算することとします。

また、農地中間管理機構が行う再生作業の取組についても支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

〔補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等〕
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)]

平成26年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

1. **事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。
2. **実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

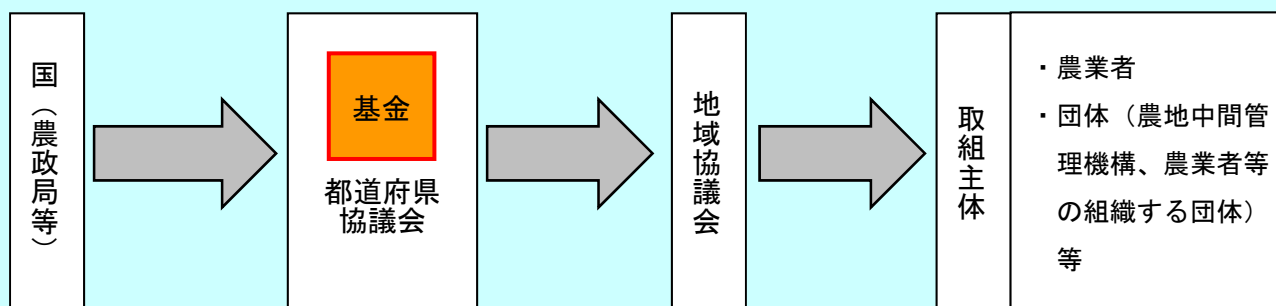
【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1／2以内等】）
 - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援
 - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1／2以内等】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



農家負担金軽減支援対策事業

【6,254（6,254）百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の利子助成等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農地の利用集積等を促進します。

<背景／課題>

- ・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、地域の中心となる経営体への農地集積等に取り組む地域に対し農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>（下線部は拡充内容）

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

1. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

地域の中心となる経営体に一定以上の農地の利用集積を達成できると見込まれる地域に対し償還金の利子相当額を一定期間助成します（実施期間を平成32年度まで延長するとともに、人・農地プランの取組と連携するため、助成対象として耕地利用率の向上を図る地区を追加）。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

土地改良区等に対して、災害により被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る償還金の利子相当額を助成します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

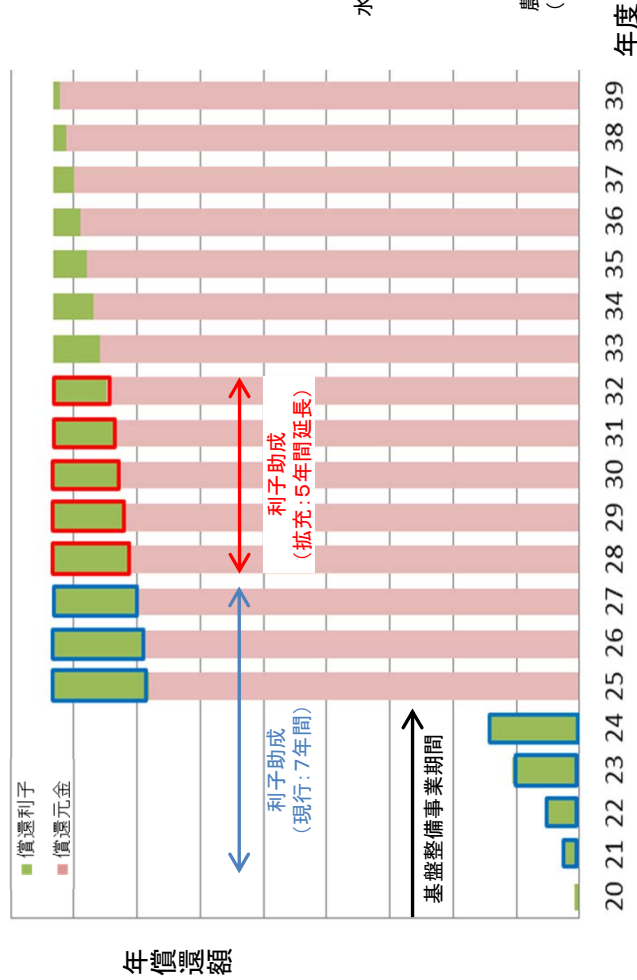
[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-3502-6277）]

農家負担金軽減支援対策事業（拡充）

- 日本再興戦略において「今後10年間で担い手が利用する農地面積を全農地面積の8割」とする目標が掲げられたことを踏まえ、担い手への農地集積率の向上を要件として土地改良負担金の利子を助成する事業の対策期間を延長。
- また、「人・農地プラン」の取組（農地集積、経営の複合化等）と連携し、利子助成の対象範囲を拡大。

1. 事業内容

○負担金償還のイメージ



注：農家負担金の償還に係る据置期間0～5年、元利均等年賦支払期間15年の場合の年償還額の推移

2. 実施要件

- ① 「人・農地プラン」の作成
- ② 農地集積率の向上、又は、耕地利用率の向上

3. 実施主体

- ・民間団体

下線部は拡充内容

海外技術協力促進検討事業

【168（131）百万円】

対策のポイント

我が国の経済成長への貢献のため、農業インフラシステムの輸出や農業農村開発協力をより戦略的・効果的に実施するための技術的な検討を行います。

<背景／課題>

- ・ ODAをより戦略的・効果的に実施していくため、①官民連携、②南南協力、③紛争や自然災害からの復興、④「インフラシステム輸出戦略」に位置づけられている農業インフラシステム海外展開、⑤NGOや地方公共団体との連携が求められている。
- ・ 農業農村開発協力においても、これらの視点に立った取組みを行っていく必要がある。

政策目標

本事業実施後5年間に採択される農業農村開発分野のプロジェクトについて、本事業の成果が活用される。（毎年1件以上）

<主要内容>

1. 官民連携技術協力促進検討調査・国際交流（継続）
農村の循環型水利用、持続的な地下水利用、灌漑施設維持管理のための自然エネルギーの活用等について、技術導入可能性調査を行います。また、当該技術を案件に繋げるための各国における基礎調査及び情報収集等を行います。
日本及びアジア各国における技術交流を実施します。
2. 水田農業普及促進パートナーシップ検討調査（継続）
アジアモンスーン地域の先発途上国における、水田農業の水管理に係る既往の南南協力についての評価・分析を行い、効率的な技術協力手法をとりまとめます。
3. 農業農村復興等調査設計手法効率化検討調査（継続）
現地調査が困難な地域において、衛星画像等とローカル人材を活用した農業水利施設整備・修復等の適地選定や計画立案・設計を可能とする手法を確立します。
4. 農業インフラシステム海外展開促進調査（拡充）
我が国の民間企業が有する農業インフラの技術・管理ノウハウを海外に展開するために、アジア地域のターゲット国にモデル地区を設定し、日本のほ場整備等に係る諸基準を各地域に適応した形に整備します。
5. 農民参加型水管理普及促進調査（継続）
開発途上国における農民参加型水管理活動の持続性・波及性を向上させるために、我が国の土地改良区との連携手法を確立します。

（補助率：定額）
（委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

1～3、5の事業	農村振興局設計課	(03-3595-6339)
4の事業	農村振興局設計課	(03-3595-6339)
	大臣官房国際協力課	(03-3502-5913)

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費

【7, 636 (16, 383) 百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、関係者間による対話を深め、歩み寄りの途を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置します。

<背景／課題>

- ・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、平成22年12月の福岡高裁判決による「開門義務」と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による「開門してはならない義務」という2つの相反する義務が存在しています。
- ・このような事態を打開するためには、関係者間による対話を深め、歩み寄りの途を探っていくことが不可欠です。
- ・関係者による話合いの結果を予断することはできませんが、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置する必要があります。

政策目標

関係者間による対話を深め、歩み寄りの途を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるようにする。

<主な内容>

1. 対策工事

開門することとなった場合に防災・農業・漁業への影響が生じないように、対策工事の後年度負担分を措置します。

2. 施設管理

開門することとなった場合の海水淡水化施設等の管理予算を措置します。

3. 環境調査

有明海、諫早湾等の潮位・流速、水質等の調査を実施します。

（事業実施主体：国）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-1709）]